

加入者向広報[共済だより]

レジャー

VOL.55/2007 5月号

ブロック誌合併号

関東ブロック広報誌

new

PROMENADE No. 19

今からワクワク!ドキドキ!
夏休みイベント情報
大自然を巡る旅
クラシックバレエ入門
シルバークラフト体験
などなど
ぜひご参加ください。



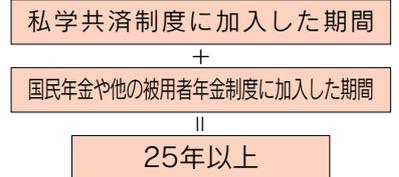
長期給付

加入者が60歳になったとき・60歳以降に退職したとき・障害の状態になったとき・死亡したときなどに、年金や一時金が給付されます。

■サラリーマンの年金制度（被用者年金制度）

私立学校に勤めている人	▶	私学共済制度
民間会社に勤めている人	▶	厚生年金保険
国家公務員	▶	国家公務員共済組合
地方公務員	▶	地方公務員共済組合

退職共済年金を受給するには



退職共済年金

退職後や老後の生活の安定のため、全国共通の国民年金（基礎年金）の上乗せとして支給される給付です。

障害共済年金

加入者が加入者である間の病気やケガで障害の状態になったときに、それに伴う稼働能力の喪失又は減少を補うために支給される給付です。

遺族共済年金

加入者が在職中又は退職後に死亡したときに、その人によって生計を維持されていた遺族の生活保障として支給される給付です。

●他にも日本国籍を有さない人に対する脱退一時金があります。詳しくは私学共済ブック 2005〔給付編〕をご覧ください。

福祉事業

「日常生活をより豊かに、より健康に」をテーマに、保健事業・医療事業・宿泊事業・積立貯金事業・積立共済年金事業・共済定期保険事業・生涯生活設計の支援事業及び貸付事業を行っています。

保健事業

人間ドック利用費用補助、出産祝品・災害見舞品などの贈呈、海外研修旅行の企画・後援、各種割引事業などを行っています。

医療事業

直営の医療施設として、東京に東京臨海病院を運営しており、加入者及び被扶養者に高度で適切な医療を提供しています。

宿泊事業

直営宿泊施設として札幌・仙台・東京・名古屋・京都・大阪・広島・福岡に8会館と、箱根・湯河原・葉山・鎌倉・金沢・軽井沢・志賀高原・京都に8か所の宿泊所・保養所があります。

積立貯金事業

加入者の貯金を受け入れ、有利な利率*で運用しています。
 * 半年複利で、利率は金融情勢によって変更されます。
 年利 0.60% (H19.5現在)

積立共済年金事業

在職中に積み立てた積立金を原資として、退職後に年金や一時金などが受けられる制度です。

共済定期保険事業

加入者が疾病、ケガ、死亡又は高度障害になった場合に本人の医療費や家族の生活費を補う制度です。

生涯生活設計の支援事業

加入者とその配偶者を対象に、生涯生活設計に必要な知識、情報などを提供するセミナーを毎年開催しています。

貸付事業

加入者が臨時に資金を必要とするときなどにその資金を貸し付ける制度で、一般・教育・結婚・災害・医療・住宅貸付の6種類があります。



各種割引事業、宿泊やレジャーなど知って得する情報が満載です。ぜひご利用ください。

詳しくは本誌と一緒にお届けしました私学共済ブック 2007〔保健・宿泊編〕をご覧ください。

私学共済制度って？

私学事業団は私学共済制度という皆さまのための福利厚生制度を運営しています。

私立学校に勤務する教職員は、私立学校教職員共済法(私学共済法)という法律により私学共済制度の加入者になることになっていますので、自由に加入したり脱退したりすることはできません。

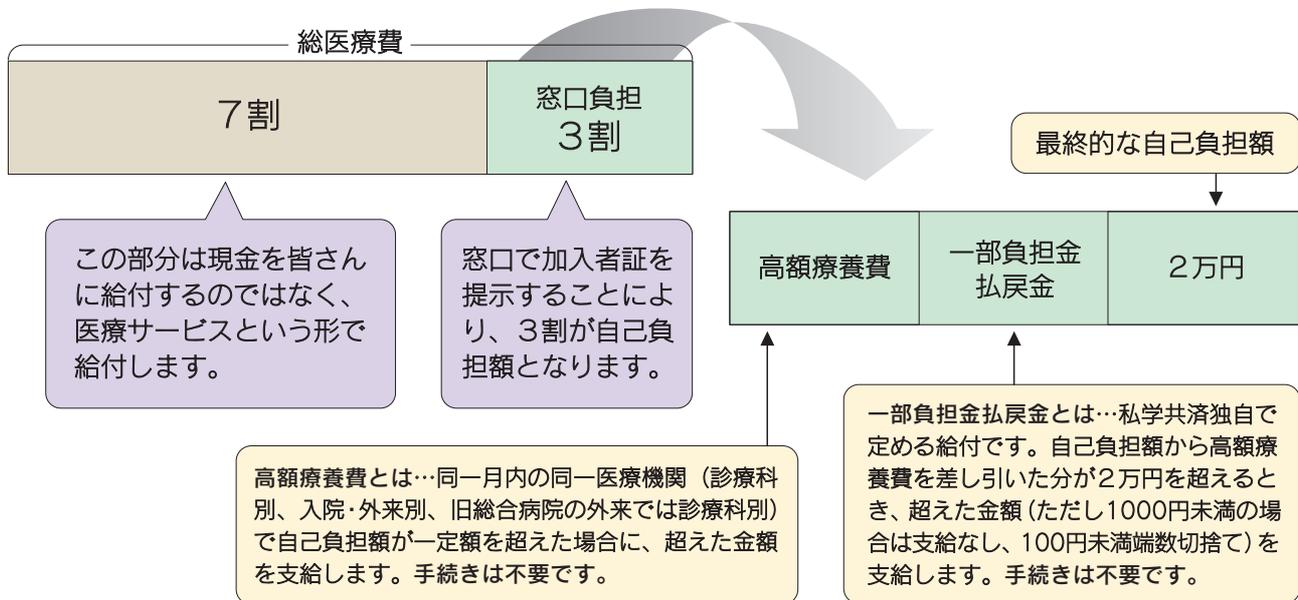
私学共済制度は、3つの事業(短期給付・長期給付・福祉事業)を行っています。

短期給付

加入者や被扶養者が病気・ケガをしたとき、結婚・出産・死亡・休業や災害にあったときに給付されます。

*民間会社に勤務している方に適用される「健康保険制度」に相当するものです。

【お医者さんにかかったときの一般的な例】



- 上の例は皆さんが手続きをしなくてもサービスや現金の形で給付が行われます。しかし、短期給付では、皆さんが手続きをしなければ給付が行われないものがあります。

手続きが必要な主な給付(現金を給付します)

病気になったとき

療養費

やむを得ない理由で加入者証を使えず、いったん医療費の全額を立替払いしたとき

移送費

症状が重くて歩行不能のため、やむを得ず寝台自動車等を利用したとき

休業したとき

傷病手当金

職務以外の病気やケガで休業したとき

出産手当金

出産のために休業したとき

休業手当金

家族の介護のために休業したとき

結婚したとき

結婚手当金

出産したとき

出産費

死亡したとき

埋葬料

災害にあったとき

弔慰金

水震火災やその他の非常災害で死亡したとき

災害見舞金

水震火災やその他の非常災害で住居や家財に損害を受けたとき



他にも私学事業団が独自に定めた付加給付などがあります。詳しくは私学共済ブック 2005〔給付編〕をご覧ください。

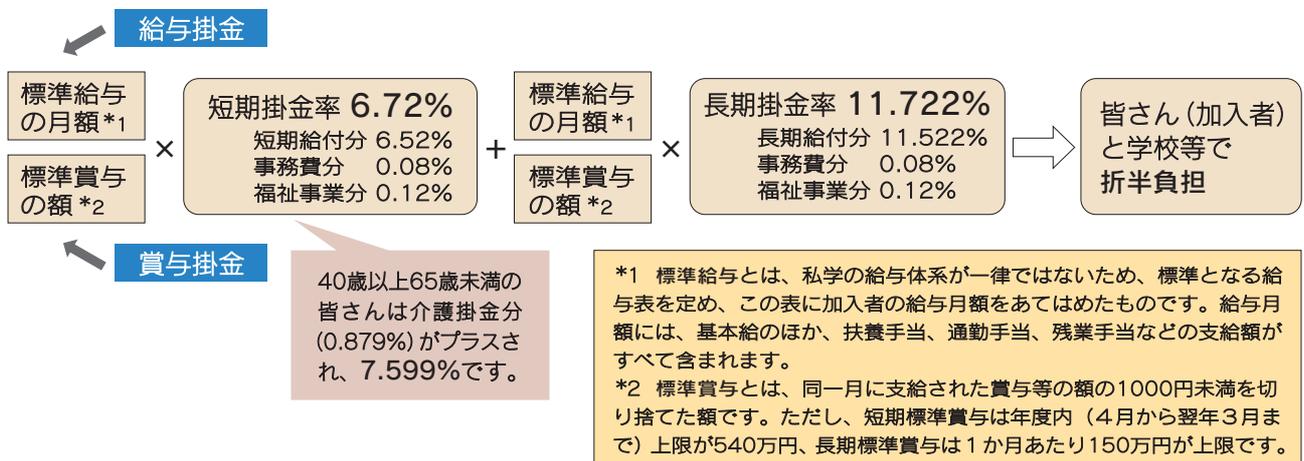
前ページの共済事業（短期給付・長期給付・福祉事業）の財源に充てるため、掛金を皆さん（加入者）と学校等に折半して負担していただきます。掛金には、毎月の給与から徴収する給与掛金と、賞与等から徴収する賞与掛金があります。

掛金の納付義務は学校等にありますので、学校等が皆さんから、毎月の給与を支給する際に前月分の掛金を控除し、その月の末日までに学校等の負担する掛金とあわせて、私学事業団に納付することになります。

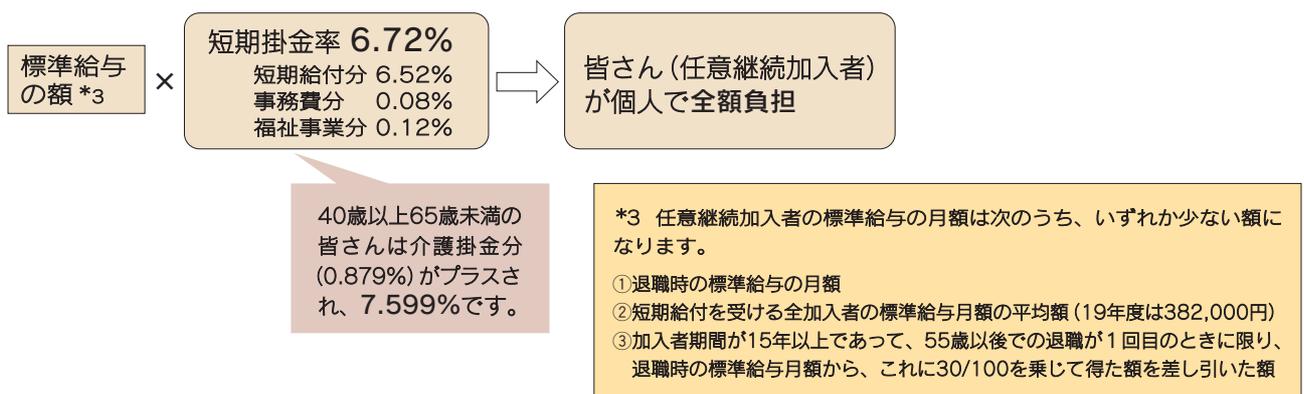
（賞与等にかかる掛金は賞与等を支給する際に控除し、翌月の末日までに納付することになります）。

なお、退職後に引き続き短期給付に加入する任意継続加入者の皆さんは全額自己負担となります。ご自身で納付通知書により、初回分を除きその月の末日までに私学事業団に払い込んでいただきます（月払い・半年払い・年払いの3方法）。

【一般的な掛金のしくみ】



【任意継続加入者の掛金】



加入者証表記の有効期限内であっても、資格がなくなっている場合は加入者証を使用することはできません。使用した場合は無資格診療となり、自己負担分を除いた保険適用分を本事業団に返還していただくこととなります。

次の事由で資格がなくなった加入者証等は、学校等(任意継続加入者は直接本事業団)へ速やかに返納してください。特に被扶養者の無資格診療が増えています。「遠隔地被扶養者証」も忘れずに返納してください。

- ① 学校等を退職した
- ② 被扶養者が収入超過等により取り消しとなった
- ③ 任意継続加入者期間が満了となった
- ④ 任意継続加入者が掛金未納により遡及して任意継続の資格がなくなった

「加入者証」の返納を忘れずに!!

平成19年度の年金額

年金額は昨年度と同額です

▼平成19年度の年金額

総務省の発表する「平成18年全国消費者物価指数」は対前年比で0.3%の上昇となりましたが、手取り賃金の変動率が上昇していないことから、19年度の年金額は、昨年度と同額になります。

▼改定通知書の送付を省略します

年金額が昨年度と同額になったことから、平成19年度の改定通知書は送付を省略させていただきます。

▼現在の年金額

―特例水準が適用されています―

平成16年の法律改正では、給付と負担の均衡を図るため年金額の改定方式の見直しが行われました。この見直し後の水準を「本来水準」といいます。

一方、この法律改正前の年金額は、12年度から14年度まで物価下落に対する改定を行わず、最大で17%かさ上げされた水準（「特例水準」といいます）となっていました。現在の年金額は、この特例水準が適用され支給されています。

本来水準の年金額は、原則として実質賃金や物価指数の変動率を基に改定

されますが、特例水準の年金額はかさ上げ分の解消のため物価指数が下落したときのみ減額改定され、物価指数が上昇した場合は据え置かれることになっています。

〈参考〉昨年度までの年金額改定

改定年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
改定の内容	減額改定せず据え置き (累積▲1.7%)			▲0.9% 減額改定	▲0.3% 減額改定	前年同額	▲0.3% 減額改定
前年の物価 指数の対前 年比	▲0.3%	▲0.7%	▲0.7%	▲0.9%	▲0.3%	0.0%	▲0.3%

被扶養者再審査を実施します

短期給付の適用を受けている人は、「加入者証(健康保険証)」を医療機関等の窓口で提示することにより保険診療を受けることができます。

私学事業団では、加入者証を適正に使用していただくことを目的に「加入者証」の検認と、その検認の一環として被扶養者の再審査を行っています。

被扶養者の再審査とは、本事業団が認定している被扶養者について、被扶養者の資格要件に変更が生じていないかどうかを審査するため、対象地域を指定し、扶養の事実が確認できる書類を提出していただくものです。

なお、今年度は加入者証の更新の年となります。したがって加入者証の検認については実施しませんので、被扶養者の再審査についてお知らせします。

1 対象者

次の調査対象地域の学校法人等に所属する加入者の被扶養者のうち、被扶養者認定年月日が平成17年12月31日以前の人で、平成元年4月1日以前生まれの人。

2 調査対象地域

佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿

児島・沖縄

3 実施の時期

平成19年6月

学校等あてに再審査の対象者を通知します。

4 加入者の手続き

被扶養者の収入等に関する書類(所得証明書や非課税証明書等)を学校経由で提出していただきます。

5 結果の通知

平成19年10月、学校等あてに通知します。

共済運営委員会の開催

平成19年3月19日に第38回共済運営委員会が開催され、次の事項について審議・報告が行われ、了承されました。

1 審議事項

- ①平成19事業年度事業計画・予算(案)(共済業務関係)について
- ②長期給付に係る回収不能債権の放棄について(申請(案))
- ③共済業務に係る平成18事業年度変更予算(貯金経理)の申請(案)について
- ④その他

2 報告事項

- ①被用者年金一元化の動向について
- ②平成19年度共済業務運営の基本方針(案)及び年度の取組み(案)について
- ③共済業務に係る平成18事業年度変更予算(貸付経理)の申請について
- ④共済運営委員会の開催日程(案)について
- ⑤その他



Aries おひつじ座 火の星座
(3/21~4/20)

運気はややダウン。やる気はあるのですが、少々空回り気味。先を急がず一歩一歩確実に。対人運はちよつとした事で衝突しやすいのでおらかな気持ちで心がけて吉。恋愛運はまずまず。連絡はまめにとろう。5/28, 6/15吉。

生活習慣病対策として私学事業団など 医療保険者に健診・保健指導が義務付けられます (平成20年4月から)

私学事業団が健診・保健指導を行います

メタボリックシンドロームに着目

平成16年度の国民医療費は前年度に比べ1.8%増の約32兆円となり、過去最高を更新しました。今回の医療制度改革では、年々増加する医療費を抑制するために一般医療費の32.4%を占める生活習慣病の予防の徹底が掲げられ、27年度には糖尿病などの生活習慣病の患者・予備群を25%減少させることが目標とされています。この目標を達成するために、20年4月から40歳から74歳までの加入者及び被扶養者を対象とした特定健診・特定保健指導（以下「特定健診等」という）の実施が私学事業団などの医療保険者に義務付けられます。加入者本人の健診については、基本的には学校保健法に基づく定期健康診断の結果を私学事業団に提供していただくことになり、被扶養者の健診については私学事業団で実施する予定です。その上で、加入者及び被扶養者の特定保健指導をすることになります。

新たに義務付けられた特定健診等は、メタボリックシンドロームに着目した健診を行い、これらの健診結果をもとに保健指導の必要度を判断し、それに応じた保健指導が実施されることになりました。皆さんはメタボリックシンドロームという言葉聞いたことがありますが、簡単にいうと、内臓に脂肪が蓄積した肥満です。内臓脂肪とは皮下脂肪のことではなく、お腹の中に溜まった脂肪を言います。この内臓脂肪型肥満によって、さまざまな病気が引き起こされやすくなった状態を「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」といいます。この状態を放っておくと、やがて動脈硬化をおこし、さらには心臓病や脳卒中などの病気を招くおそれがあります。健康寿命を延ばすためには、生活習慣病を見直すことが大切です。

あてはまる項目にチェックを入れ、自分の行動を見直してみましょう

- 腹囲（おへその高さで測る）が男性で85cm・女性90cm以上である.....
- 20歳の時の体重から10kg以上増加している.....
- 習慣的にタバコを吸っている.....
- 1日の歩行又は同等の身体活動は1時間未満である.....
- この1年間に週2日以上、1回30分以上の軽く汗をかく運動をしたことがない.....
- 早食い・ドカ食い・ながら食が多い.....
- 就寝前の2時間以内に夕食を取ることが週3回程度になる.....
- 夜食や間食が多い.....
- 朝食を抜くことが多い.....
- ほぼ毎日アルコール飲料を飲む.....

以上の項目でチェックの数が多いほど要注意。生活習慣を見直しましょう。



生涯生活設計セミナーを開催します

7月31日(火)	大阪ガーデンパレス
8月6日(月)・8月10日(金)	東京ガーデンパレス
対象者：加入者とその配偶者	申込締め切り日：6月15日(金) 必着

加入者の皆さんのセカンドライフ設計の一助となるよう、財団法人教職員生涯福祉財団と連携し「生涯生活設計セミナー」を開催します。皆さんの退職後の第二の人生が豊かで実りのあるものになりますように…ぜひ奮ってご参加ください。

セミナーの日程・内容・申し込み方法等は次のとおりです。

開催日・会場	定員
7月31日(火) 大阪ガーデンパレス	各50名
8月6日(月) 東京ガーデンパレス	
8月10日(金) 東京ガーデンパレス	

主催 日本私立学校振興・共済事業団 財団法人教職員生涯福祉財団

内容 実習を交え、進行します。

- 退職後の年金と医療保険
- 経済生活、生きがい、健康のプラン

【申し込み・問い合わせ先】

〒160-0012

東京都新宿区南元町23 公立共済四谷ビル3階
財団法人 教職員生涯福祉財団
事業部セミナー担当

☎ 03(5368)1882

Eメール：007@kyosyokuinzaidan.com

*財団の詳細はホームページをご覧ください。

<http://www.kyosyokuinzaidan.jp>

申込締め切り日 平成19年6月15日(金) 必着

※申込者数が定員を超えた場合は、抽選により参加者を決定します。結果は締め切り日から10日以内に教職員生涯福祉財団からご連絡します。

※都合によりキャンセルされる場合は、早めに文書で、上記申し込み先に連絡してください。

対象者 加入者とその配偶者

時間 午前9時45分～午後5時

参加費

1人参加 3,000円 夫婦参加 6,000円

※参加費には、テキスト代・昼食代等を含みます。

宿泊の手配・費用

宿泊が必要な場合は、各自で手配してください。また費用は自己負担になります。

申し込み方法

ハガキ、封書又はEメールで、下記の記入例の要領で申込書を作成のうえ、申し込んでください(FAX不可)。

〈申し込み記入例〉

参加者氏名 湯島 太郎 (加入者 51歳)
(年齢) 花子 (妻 48歳)

加入者番号 13A00000-000000

参加者の住所 〒 (自宅の住所)

電話番号 (自宅電話番号)

メールアドレス

所属学校名 (〇〇大学)

電話番号 (学校の電話番号・内線番号)

希望日

第1希望 8月6日 東京ガーデンパレス

第2希望 7月31日 大阪ガーデンパレス

積立共済年金 ■ 共済定期保険

平成19年度 前期募集 (平成19年10月1日加入)

募集期間 6月1日(金)～6月29日(金) 私学事業団必着

積立共済年金

■「新規加入」と「コース加入・口数変更(増口・減口)」の申し込みを受け付けます。

積立共済年金は、加入者が在職中に掛金を積み立て、その積立金と配当金を原資として、退職(脱退)後に年金などを受け取ることができる公的年金の補完的な制度です。スケールメリットを生かした有利な取り扱いとなっています。

この制度には次の2コースがあります。

1 税制適格コース

個人年金保険料控除の対象

満65歳までに10年以上掛金を積み立て、退職(脱退)後に年金又は一時金で受け取れます。

2 自由選択コース

一般生命保険料控除の対象

満65歳までに2年以上掛金を積み立て、退職(脱退)後に年金・医療保険・終身保険又は一時金での受け取りを選択できます。

※詳しくは、本誌に差し込んであるパンフレットをご覧ください。

※申込書及び諸手続きについては、学校等の共済事務担当者にお問い合わせください。

共済定期保険

■10月1日新規加入の申し込みを受け付けます。

共済定期保険は、加入者の多様な保障ニーズに応え、遺族年金などの公的保障制度を補完するものです。

1年ごとに収支計算し、剰余金が生じた場合は配当金を還元します。17年度配当率は、家族年金コース:44.22%、医療保障コース:45.15%、学校加入コース:44.22%でした(配当率は前年度の決算により決定しますので毎年変動します)。

一時金又は年金を給付します。独身の方もご加入いただけます。家族年金コースに加えて、次の保障も選択できます。

2 医療保障コース

病気やケガで5日以上入院した場合、入院給付金が支給されます。

その他、「家族年金コース」を主契約として、「医療費支援コース」、「3大疾病保障コース」と「長期休業補償コース」がありますが、募集は年1回、11月の後期募集期間(4月1日加入)のみとなります。

●学校加入

学校加入コース

学校等が保険料を負担し、加入者へ弔慰金を支給するなど福利厚生制度を充実させることを目的としています。

※加入資格等、詳しくはパンフレットをご覧ください。又は、学校等の共済事務担当者が保管しています「共済定期保険事業関係約款」をご参照ください。

※パンフレット、申込書等及び諸手続きについては、学校等の共済事務担当者にお問い合わせください。

この制度には、個人加入と学校加入のコースがあります。

個人加入は「家族年金コース」の加入が前提となります。

●個人加入 1 家族年金コース

加入者が死亡又は高度障害になった場合、

▶すでに加入している人の加入内容変更等の申し出は、積立共済年金は前期(6月)及び後期(11月)申込期間内、共済定期保険は後期申込期間内のみとなっています。

▶任意継続加入者は、積立共済年金及び共済定期保険の新規加入はできません。

▶共済定期保険の18年度配当金の送金は、7月上旬を予定しています。